

2024年7月26日(No. 524)

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. 中国法令アップデート

- ・国境衛生検疫法
- ・レアアース管理条例
- ・国家安全機関行政法執行手続規定
- ・国家安全機関刑事事件取扱手続規定
- ・「会社法」の登録資本登記管理制度の実施に関する規定
- ・「中国会社法」の時間的効力の適用に関する若干規定
- ・北京市外商投資条例
- ・ネットワーク暴力情報に関する管理規定
- ・金融安定法(草案二次審議稿)
- ・食品ラベル監督管理弁法(意見募集稿)
- ・ネットワーク安全標準実践ガイドライン-機微な個人情報識別ガイドライン(意見募集稿)

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にのご案内させていただいております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 30 回(中国メインランド)

日時:2024 年 4 月 18 日(木)

「似て非なる中国法 ～中国法務総点検～」

講師:パートナー弁護士 森脇 章

第 32 回(中国メインランド)

日時:2024 年 6 月 20 日(木)

「中国会社法改正にかかる実務的影響と対応～改正会社法施行前に押さえておくべきポイント」

講師:スペシャル・カウンセラー 弁護士 尾関 麻帆

上海オフィス顧問 銭 一帆

第 33 回(中国メインランド)

日時:2024 年 7 月 18 日(木)

「企業が注目する中国法制度の動向」

講師:パートナー弁護士 射手矢 好雄

◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

[「中国の独占禁止法」](#)

3 月 19 日配信

講師:パートナー弁護士 矢上 浄子

[「台湾向け越境 EC の法務チェックポイント」](#)

1 月 23 日配信

講師:台湾弁護士 吳 曉青

[「中国セクハラ規制の最新動向と対応【グレーターチャイナ法務解説】」](#)

12月12日配信

講師：中国弁護士 胡 絢静

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひ[チャンネル登録](#)をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画は[こちら](#)からご覧いただけます。

II. 中国法令アップデート(主に 2024 年 6 月 1 日～6 月 30 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

2024 年 7 月 1 日から会社法改正法（新会社法）が施行されている。今号の注目法令は、同法の施行に関連する、「会社法の登録資本登記管理制度の実施に関する規定」である。新会社法では、会社の資本制度が変更され、出資払込期限が法定化された。有限責任会社の株主による出資払込期限については、2013 年改正の会社法で撤廃され、特段の制限なく定款で定めることができたが、今回の改正により、会社成立日から 5 年以内に全額を払い込まなければならないこととなった（新会社法 47 条 1 項）。同規定によれば、新会社法の施行前に設立された有限責任会社は、2027 年 6 月 30 日までに定款を変更の上、2032 年 6 月 30 日までに出资额の全額を払い込まなければならないとされているため、該当する場合には留意が必要である。

また、反スパイ法関連では、国家安全部は 2024 年 4 月 26 日、「国家安全機関行政法執行手続規定」および「国家安全機関刑事事件処理手続規定」を公表し、2024 年 7 月 1 日から既に施行されている。両規定は、「反スパイ法」、「国家情報法」、「行政処罰法」などに基づき制定されたもので、「反スパイ法」で規定する関連法執行手続を細分化する規内容となっている（反スパイ法に基づく捜査実施手続規定といえる。）。両規定が施行されて 1 か月弱であり、まだ具体的な検査等の事例を耳にすることはないが、今後の事例状況には引き続き留意が必要である。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<憲法・行政法>

国境衛生検疫法

[ポイント] 本法は、国境における衛生検疫業務を増強し、伝染病の越境感染を防止し、公衆の生命の安全と身体の健康を守り、公共衛生のリスクを除去するために憲法に基づいて制定された法律である。当初の国境衛生検疫法は 1987 年 5 月に施行され、その後 3 回の改正を経て現行法となっており、この度 2025 年 1 月 1 日施行となる 4 回目の改正法が公布された。

条文数が現行の 27 条から 57 条に大幅に増加しており、新型コロナウイルスの流行時に行われた国境検疫実務等を踏まえて詳細化されたものと推察される。

本改正法では、指定伝染病の患者だけでなく疑似感染者についても有効な貿易措置を直ちに取り、指定の医療機関又はその他の場所で隔離治療または医学監察を行うことが義務付けられている。また、出国者について、税関が健康状況の申告や体温測定を求めるほか、ワクチンの接種証明を求めたり、医学検査を行うことを求めることができることが明記された。また、入国する外国人が検疫検査を拒否した場合にはその入国を拒否することができることが明記された。

その他、重大な伝染病が発生した場合には、国境において応急処置を取り、税関、国务院衛生健康主管部門、国务院疾病予防管理部門が緊急体制を展開した上で、国境所在地の地方政府がこれに協力を行うことが求められる旨が新たに規定されている。

[原文] 国境卫生检疫法（中华人民共和国主席令第 27 号）

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会（全国人民代表大会常務委員会）

2024 年 6 月 28 日公布、2025 年 1 月 1 日施行

執筆担当：日本弁護士 徳山剛史

レアアース管理条例

[ポイント] 中国はレアアースに対する国内統制を強め、国有大手を中心に集約してきた。23年にはレアアースの輸出管理を強化し、レアアースを使った高性能磁石などの製造技術の禁輸を発表した。21年に草案を公表したレアアース管理条例の制定を準備してきた(レアアースに関する政策的規定や業界規制は多数存在しているが、国务院の条例として立法されたのは初めてである。)

本条例は、レアアースに関する産業チェーン全般(採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用、製品流通、輸出入)について規制しており、違法採掘、違法製錬・分離等の違法行為に対する罰則を強化している。以下主要なポイントを紹介する。

1. レアアースの採掘、レアアースの製錬・分離に携わることができる企業は、工業情報化部が指定する企業に限定されており、それ以外の企業は従事することが禁止される(8条)。また、外商投資ネガティブリストによれば、レアアースの採掘は、外資投資の禁止分野である。
2. 従前から実施されている制度ではあるが、レアアースの採掘、レアアースの製錬・分離は総量規制が取られている(10条)。
3. 本条例の実施に伴い、工業情報化部の主導でレアアース採掘、製錬分離、金属製錬、レアアース総合利用、レアアース製品の輸出を含む産業チェーンにおけるトレーサビリティシステムが導入される(14条)。
4. レアアース製品および関連技術、工程、設備の輸出入は、関連する対外貿易、輸出入管理法および行政法規を遵守しなければならない(15条)。

なお、本条例への違法行為については、違法所得の5倍以上10倍以下の過料、生産停止、営業許可証の取消に処することができる。

[原文] 稀土管理条例(国务院令第785号)

[公布/公表機関] 国务院(国务院)

2024年6月29日公布、2024年10月1日施行

執筆担当：中国弁護士 胡絢静

国家安全機関行政法執行手続規定

国家安全機関刑事事件取扱手続規定

[ポイント] 国家安全部は2024年4月26日、「国家安全機関行政法執行手続規定」および「国家安全機関刑事事件処理手続規定」を公表し、2024年7月1日から既に施行されている。両規定は、「反スパイ法」、「国家情報法」、「行政処罰法」などにに基づき制定されたもので、「反スパイ法」で規定する関連法執行手続を細分化する規定となっている(反スパイ法に基づく捜査実施手続規定といえる。)

「国家安全機関行政法執行手続規定」は、総則、防止指導、調査証拠収集、徴用補償、行政処罰、期間及び送達、付則の7章140条から構成されている。「国家安全機関の刑事事件処理手続規定」は、総則、所管、回避、弁護士の刑事訴訟参加、証拠、強制措置、立件、告訴撤回、捜査、刑罰執行、特別手続、付則など11章360条から構成されている。

反スパイ法においても、嫌疑者の電子端末に対する検査は概括的に規定されているが、今回施行された「国家安全機関行政法執行手続規定」では、国家安全機関が個人及び組織の電子機器、施設及び関連アプリケーション、インターネットツールに対し検査を行う権利を有すると具体的に規定している。これは国家安全機関が外国人等が中国に入国する際に、携帯電話やパソコンなどの電子機器に対し現場において検査する権利を持っていることを意味する(同規定第40条)。

他方で、同規定においては、国家安全機関による嫌疑者の取り調べ、電子機器および物品の検査、および設備物品の差押えや押収などのプロセスと時間的な制限も規定している。例えば、取り調べの時間は8時間

に制限(状況が複雑で行政拘留や犯罪嫌疑が適用される場合、最長 24 時間の制限)されている(同規定第 24 条～第 30 条)。

反スパイ法に基づく捜査については、同規定が公表されるまでは適法な手順等が十分に明らかにされていなかった。同規定によってもまだ明確ではない部分も残るが、現地において捜査を受けた際には、少なくとも同規定に基づく手続に則っているかについて当局に確認を求める等の対応を採るべきである。

[原文] 国家安全机关行政执法程序规定

国家安全机关办理刑事案件程序规定

[公布／公表機関] 国家安全部（国家安全部）

2024 年 4 月 26 日公布、2024 年 7 月 1 日施行

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

<商法>

「会社法」の登録資本登記管理制度の実施に関する規定

[ポイント] 2024 年 7 月 1 日から施行されている改正会社法(以下「新会社法」という。)では、会社の資本制度が変更され、出資払込期限が法定化された。有限責任会社の株主による出資払込期限については、2013 年改正の会社法で撤廃され、特段の制限なく定款で定めることができたが、今回の改正により、会社成立日から 5 年以内に全額を払い込まなければならないこととなった(新会社法 47 条 1 項)。

また、具体的な実施規則は国務院により定められるとされており(新会社法 266 条 2 項)、具体的な実施規則として、2024 年 2 月 6 日、「『会社法』の登録資本登記管理制度の実施に関する規定」(以下「本規定」という。)の意見募集稿が公表された。その後、新会社法の施行に合わせて、2024 年 7 月 1 日、本規定の正式版が公布・施行された。本規定の概要は、以下のとおりである。

1. 新制度への猶予期間:出資払込期限の調整のための 3 年間の猶予期間が定められた。

- ・ 新会社法上、出資払込期限の上限の適用は、新会社法施行前に設立された会社にも適用される。具体的には、新会社法施行前に設立された会社の出資払込期限が会社成立日から 5 年を超えるときは、5 年内になるよう「逐次調整」しなければならない(新会社法 266 条 2 項)。
- ・ ここでいう「逐次調整」については、本規定上、2024 年 6 月 30 日前に設立された有限責任会社は、残りの出資払込期限が 2027 年 7 月 1 日から起算して 5 年(すなわち 2032 年 6 月 30 日)を超えるときは、2027 年 6 月 30 日までに、残りの出資払込期限が 5 年内になるように調整し、かつ、定款を変更しなければならないと定められている(2 条 1 項)。本規定の意見募集稿の説明も踏まえると、新会社法の施行前に設立された有限責任会社は、2027 年 6 月 30 日までに定款を変更の上、2032 年 6 月 30 日までに出資額の全額を払い込まなければならないと考えられる。

2. 登記機関による是正措置:会社に対する是正措置及び制裁が定められた。

- ・ 会社の出資期限又は登録資本が明らかに異常である場合、登記機関は、会社の経営範囲、経営状況及び株主の出資能力等の事項を踏まえ、遅滞なく調整するよう会社に要求することができる(3 条)。なお、「明らかに異常」の範囲については、意見募集稿の段階では、形式的な基準として「出資期限が 30 年を超える」場合と明記されていたが、正式版では基準は特に定められておらず、本規定上、その具体的な範囲は明確ではない。
- ・ 会社が本規定に従って出資期限を調整しなかった場合、会社登記機関が是正を命じ、期限を徒過して是正しなかった場合には、会社登記機関は、国家企業信用情報公示システムにおいて特別注記を行い、かつ、公示するとされている(6 条)。

[原文] 关于实施《中华人民共和国公司法》注册资本登记管理制度的规定（国务院令 第 784 号）

[公布／公表機関] 国務院（国務院）

2024年7月1日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 芳賀洋一

「中国会社法」の時間的効力の適用に関する若干規定

[ポイント] 本司法解釈は、新会社法の施行に伴い、ある法的事実に関して旧会社法と新会社法のいずれの規定が適用されるのかを規定している。具体的な規定の内容は下表の通りであり、新会社法が遡及的に適用される場面が広く定められていることに留意を要する。

1.	新会社法施行後の法的事実から生じた民事紛争については新会社法が適用される 新会社法施行前の法的事実から生じた民事紛争について、当時の法律・司法解釈に規定がある場合は当時の規定が適用されるが、新会社法を適用するほうが立法目的の実現に資する場合（具体的には、新会社法 26 条 2 項、28 条 2 項、48 条 1 項、84 条 2 項、211 条、212 条、224 条 3 項、226 条）は、新会社法の規定が適用される
2.	新会社法施行前の会社に関する民事法律行為で、当時の法律・司法解釈によれば無効であるが新会社法上は有効と認定されるものの効力について争いが生じたときは、それが新会社法 14 条 2 項、214 条、219 条の適用場面である場合は新会社法が適用される
3.	新会社法施行前に締結され、会社法施行後まで履行が継続される会社に関する契約について、新会社法施行前の契約の履行に起因して紛争が生じた場合は、当時の法律・司法解釈の規定が適用されるが、会社法施行後の履行に起因して紛争が生じたときは、それが新会社法 140 条 2 項、141 条、163 条の適用場面である場合は新会社法が適用される
4.	新会社法施行前の法律事実から生じた民事紛争について、当時の法律・司法解釈に規定がないが、新会社法には規定がある新会社法 88 条 1 項、89 条 3 項及び 4 項、161 条、180 条、192 条の適用場面及び当事者の合理的期待から著しく逸脱しないその他の状況においては、新会社法が適用される
5.	新会社法施行前の法律事実から生じた民事紛争について、当時の法律・司法解釈に原則的な規定があり、新会社法がより具体的な規定を置いている、新会社法 157 条、181 条、182 条、183 条、184 条、265 条の適用場面については、新会社法が適用される
6.	清算事由が新会社法施行前に発生し、清算責任について紛争が生じた場合は、当時の法律・司法解釈の規定を適用する 新会社法施行日まで残り 15 日未満のタイミングで清算事由が生じた場合の新会社法 232 条（清算事由が生じてから 15 日清算委員会を設置すべき義務）の適用については、新会社法施行日から改めて期限を起算する
7.	新会社法施行前に既に結審した民事紛争案件に関する再審については、当時の法律・司法解釈の規定が適用される

[原文] [关于适用《中华人民共和国公司法》时间效力的若干规定](#)（法释（2024）7号）

[公布／公表機関] 最高人民法院（最高人民法院）

2024年6月29日公布、2024年7月1日施行

執筆担当：日本弁護士 唐沢晃平

<外商投資>

北京市外商投資条例

[ポイント]「北京市外商投資条例」は、「外商投資法」、「外商投資法実施条例」などの投資促進政策の実施に向け、北京市の実情等に則して制定された。同条例は、総則、投資促進、投資保護、投資サービス、投資管理、法的責任、附則からなる全7章44条で構成されている。主な内容は、北京市における外商投資誘致や優遇措置等を定めるもので、以下のとおりである。

1. 政府調達への公平な参加

外商投資企業が法により公平な競争を通じて政府調達活動に参加することを保障し、外商投資企業が中国国内で生産する製品、提供するサービスを法により平等に扱う。また、市、区の財政部門は、市場主体の政府調達活動への公平な参加を保障する監督・検査を実施し、法により外商投資企業に関する苦情を受理し、法により外商投資企業に対する差別的行為を調査、処分しなければならない。

2. 標準化作業への参加

外商投資企業が法により内資企業と同等の条件で標準の制定、改訂作業に携わり、北京市標準化技術委員会又は標準化組織機構に参加することを支持する。外商投資企業と密接に関連する地方標準を制定、改訂する場合は、外商投資企業に意見を求めなければならない。

3. データの越境

法により外商投資企業の研究開発、生産、販売等のデータの安全で秩序ある越境移転を促進する。市のインターネット情報部門は、国の関連規定に従い、条件に合致する外商投資企業が重要データ及び個人情報の越境移転安全評価を効率的に実施するために便宜を図らなければならない。外商投資企業・本社間のデータ移転を支持する。自由に移転できる一般データリストの作成を模索する。データ管理に関しては原則的な規定にとどまるため、今後の実施状況を注視する必要がある。

中国(北京)自由貿易試験区は、法により自由貿易試験区の越境越境管理に加える重要データリストを策定し、国の関連部門に届け出なければならない。試験区内のデータ取扱者が国外にデータリスト外のデータを提供する場合は、データ越境移転安全評価の申告、個人情報越境移転標準契約の締結、個人情報保護認証の取得を免除することができる。

4. 政府と企業とのコミュニケーション

市、区の人民政府及びその関連部門は、定期的にセミナー、政策意見聴取会等を開催して、外商投資企業、商工会議所、協会の意見を聴取し、問題を解決し、政策措置を整備しなければならない。

5. その他

出入国管理部門が条件に合致する外商投資企業の関係者に出入国、滞在・居留の便宜を図らなければならないといった内容や、市の関連部門が法により行政処分裁量基準リストと行政処分に当たらない軽微な違法行為リストを策定し、社会に公布し、適時に更新するといった内容なども盛り込まれている。

[原文] [北京市外商投資条例](#) (北京市人民代表大会常務委員会公告(十六届)第20号)

[公布/公表機関]北京市人民代表大会常務委員会(北京市人大常委会)

2024年6月3日公布、2024年7月1日施行

執筆担当:北京オフィス顧問 李加弟

<社会法>

ネットワーク暴力情報に関する管理規定

[ポイント] ネット環境において、個人に暴力的な文言を集中的に浴びせることにより精神的苦痛を与えるネットワーク暴力に関し「ネットワーク暴力情報に関する管理規定」が公表され、2024年8月1日に施行される。これにより、SNSメディア等を始めとしたインターネットプラットフォームには以下を含む義務が課せられることになる。

- ・ ネットワーク暴力情報の特徴データベース及び典型的な事例サンプルデータベースを整備し、AI やビッグデータ等の技術と手動審査を組み合わせたネットワーク暴力情報の識別と監視体制を強化する(12 条)
- ・ ネットワーク暴力に関する不良情報を発見した場合、直ちに伝送を停止し、削除、遮断、リンク切断等の措置を講じ、関連記録を保存し、関係部門に報告する(15 条)
- ・ ネットワーク暴力情報の防止機能を整備し、ユーザーが見知らぬユーザーや特定のユーザーをブロックする設定や、自分が投稿した情報の見える範囲、再投稿やコメントの禁止等の防護オプションを提供する(23 条)
- ・ ユーザーがネットワーク暴力情報のリスクに瀕していることを発見した場合、迅速に目立つ方法でユーザーに通知し、実施可能な防護措置を知らせる(24 条)
- ・ ユーザーに対して、ネットワーク暴力情報の迅速な証拠収集機能等を提供する(25 条)
- ・ 異常なアカウント(bot を含むと思われる)に対して、迅速に本人確認の検証、ポップアップ通知、違反警告、通信制限等の措置を講じる(13 条)
- ・ ユーザーアカウントの信用管理体系を整備し、ネットワーク暴力情報に関する違法・違反行為をユーザーの信用記録に記載する(14 条)

[原文] [网络暴力信息治理规定](#) (国家广播电视总局令第 17 号)

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室、公安部、文化・観光部、国家廣播電視總局 (国家互
联网信息办公室、公安部、文化和旅游部、国家广播电视总局)

2024 年 6 月 14 日公布、2024 年 8 月 1 日施行

執筆担当: 上海オフィス顧問 石瀛

草案・意見募集稿等

金融安定法(草案二次審議稿)

[ポイント] 近年、地方政府の債務問題や不動産不況が顕在化することにより、中国の金融システムの脆弱性が大きく問題視されている。金融安定法案は、このような背景において、過去の金融機関の破綻処理の経験等に基づき、金融システムの安定化を目的として金融リスクの事前管理及び事後解決を制度化する方向に動いている。中国ではこれまで商業銀行や証券会社、保険会社を対象に業界別の法律はあるが、同法は現行の規制枠組みにおける「溝」を埋める役割を持つものとされている。

金融安定法案の内容は、主に以下のとおりである。

1 リスクの事前管理

- ・ 一次的な責任主体として、金融機関は、健全な経営基盤を確保し、リスクを最小限に抑えることが求められ、コンプライアンスと合理的な株式構造を確立する責任を負う(11 条)。
- ・ 国務院の金融管理部門、中央銀行も、金融リスク監視警告システムを設立するなど、金融リスクの早期警戒と予防措置を強化する責任を負う(17 条、18 条)。

2 顕在化前のリスク解消

- ・ 金融機関自身は資産負債規模の削減、業務の停止、資本の補充、配当金の停止などの対策を講じる義務を負う(19 条)。
- ・ 国務院金融管理部門は、まず金融機関に警告し、業務の改善を命令することができる。また、国務院禁輸部門は、業務の制限や停止、配当金の制限、役員の給与の支払の制限を命令することもできる(20 条)。

3 顕在化後のリスク処理

- ・ 金融機関とその主要株主はリスク処理の主体責任を負い、自ら問題解決のための努力を行うことが求められる(24 条)。

- ・ 市場の資金を動員し、金融機関の合併や再編に参加させる。また、預金保険基金や業界保障基金が処理のプラットフォームとして機能することが求められる(25条)。
- ・ 国務院金融管理部門と地方政府は、問題となる金融機関の性質に応じて、リスク処理に当たる(26条)。特に国務院金融管理部門は、受託人または管理機関を設立または指定し、問題となる金融機関の経営管理権を行使させる、第三者機関に業務・資産・負債を移転させる、役員を更迭しおよびその報酬を回収する、などの権限を与えられる(30条1項各号)。
- ・ 重大な金融リスクが金融システム全体の安定を脅かす場合には、本法案に基づいて設立される金融安定保証基金を使用することができる(28条)。

[原文] 金融稳定法（草案二次审议稿）

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会（全国人民代表大会常務委員会）

（意見募集期間：2024年6月28日～2024年7月27日）

執筆担当：日本弁護士 張超鵬

食品ラベル監督管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本弁法は食品のラベルの表記を規範化し、管理するため制定されたものである。現時点では意見募集の段階である。

近年、食品ラベルの表示の不正確、不明確等の問題等食品ラベルの問題が顕在化しているため、食品ラベルの表示行為を規範化し、消費者の食品ラベルの正確な読み取りに対するニーズをより一層満たすために、市場監督管理総局は、「食品安全法」等に基づき、本弁法を制定した。

本弁法で重点的に注目すべき内容は以下のとおりである。

1. 包装済み食品ラベルの表示要求の厳格化

本弁法は、包装済み食品ラベルに表示する文字、記号、数字、図案の色を背景の色と明確に対比させ、はっきりと読み取れるようにしなければならないと規定している。また、ラベル上に表示される文字、数字の大きさに関する要求も厳しくした。

2. 製造日及び品質保証期限の表示の強化

一部の食品はその製造日、品質保証期限の記載が明確でなく、「見つからない、見えにくい、計算しにくい」といった問題が存在する。この問題を解決するため、包装済み食品の最小販売単位の主要表示面に食品の製造日及び品質保証期限を目立つように表示し、いずれも年月日の順に表示しなければならないと規定している。

3. インターネット販売食品の食品ラベルの表示に対する要求の明確化

インターネットを通じて販売する包装済み食品には、食品名称、正味含有量、成分又は原料配合表、品質保証期限、製品標準コード、保存条件、製造者名称、住所等の食品ラベル情報を掲載しなければならないと明確に規定している。

4. 食品名称の表記要求の厳格化

例えば、植物由来食品原料を用いて動物由来食品を模倣して製造した食品については、名称の前に「擬」、「素」又は「植物」等の文字を冠し、かつ当該食品の実際の属性の名称を表記しなければならないと規定している。

[原文] 食品标签监督管理办法（征求意见稿）

[公布／公表機関] 市場監督管理総局（市场监管总局）

（意見募集期間：2024年6月28日～2024年7月27日）

執筆担当：北京事務所顧問 李彬

ネットワーク安全標準実践ガイドライン—機微な個人情報識別ガイドライン(意見募集稿)

[ポイント]2024年6月11日、個人の中国の全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会は「ネットワーク安全標準実践ガイドライン—機微な個人情報識別ガイドライン」の意見募集稿(以下、「本ガイドライン」という。)を発表した。本ガイドラインは、機微な個人情報の識別基準に関するガイドラインである。

中国において機微な個人情報とは、漏洩又は不正使用された場合、自然人の人格、尊厳が容易に侵害され、又はその人身、財産の安全が容易に危害を受ける個人情報(個人情報保護法 28 条)とされる。生体識別、宗教信仰、特定の身元、医療健康、金融口座、行方・足取りなどの情報、及び 14 歳未満の未成年者の個人情報を含む。本ガイドラインの付録 A は前記の機微な個人情報を種類ごとにより具体的に例示しており、既存の GB/T 35273-2020「個人情報安全規範」の付録 B を補足する形となっている。

また、本ガイドラインは下記の情報も機微な個人情報に該当するとしている点が目を引く。

- ① 生命権、身体権、健康権、氏名権、名称権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権、およびその他の人格権益を損なうおそれのある個人情報
- ② 一般的な個人情報から推測された機微な個人情報
- ③ 複数の一般的な個人情報が集積または融合した後の全体的な特性が個人情報保護法 28 条の基準を満たす場合、集積または融合後の個人情報全体

上記②と③は二次的な情報を機微な個人情報に認定し、個人情報保護法 28 条を拡大解釈したものであると解されるが、現時点での規定では幅広い広範な適用がなされる可能性がある。そのため、本ガイドラインの正式発表版にこれらの二次的な情報の認定範囲・基準・例示や、このような推測を可能とする一般情報に対する措置の明確化が望まれる。

[原文] 网络安全标准实践指南—敏感个人信息识别指南(征求意见稿)(网安秘字[2024]75号)

[公布/公表機関] 全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会(全国网络安全标准化技术委员会)

(意見募集期間:2024年6月11日~2024年6月24日)

執筆担当:上海オフィス顧問 石瀛

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平(kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com